

22 諫児第284号
平成22年7月26日

各 位

諫早市長 宮本 明雄
(公印省略)

乳幼児福祉医療費助成制度の現物給付実施について

盛夏の候、貴社ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の福祉行政に対し、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成22年10月1日診療分から、小学校就学前の乳幼児に対して実施しております、乳幼児福祉医療費助成制度の給付方式について、現物給付方式を取り入れるよう、関係各機関と調整を進めているところです。

現物給付方式では、医療機関における患者の窓口負担金に上限を設けること等から、各医療機関で利用されているレセプトコンピューターについて、プログラム改修の必要が見込まれます。

つきましては、現在運用を予定しております制度概要について、別紙のとおり送付いたしますので、10月1日からの円滑な運用のため、貴社において保守契約等締結されている、諫早市内の医療機関のプログラム改修について、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、各医療機関の状況把握のため、大変お手数ですが、貴社において保守契約等締結されている、諫早市内の顧客様名を別紙1により、また、プログラム改修作業の進捗状況を別紙2により、それぞれ用紙に記載の期日までに御報告いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関への事務取扱説明会につきましては、8月下旬に実施する予定です。

諫早市役所健康福祉部児童福祉課 おとなぎ
音 希

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1

Tel: 0957-22-1500(内線 3225)

Fax: 0957-22-0431

E-mail: jido@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市における乳幼児福祉医療費現物給付について

平成22年7月26日
諫早市健康福祉部児童福祉課

- 1 現物給付実施時期 平成22年10月1日診療分から
- 2 現物給付対象医療機関 諫早市内に所在する医療機関(医科、歯科、調剤薬局)及び市長が定める医療機関(医科、歯科、調剤薬局)
- 3 現物給付対象者 諫早市内に住所を有する小学校就学前の乳幼児(6歳到達後、最初の3月31日まで)のうち、諫早市が交付する公費負担者番号「80420045」が記載された福祉医療費受給者証の所持者
- 4 現物給付対象医療費 医療機関で受診または調剤を受ける場合の、保険診療にかかる一部負担金
- 5 福祉医療費の患者自己負担額 【医科、歯科】月ごと医療機関ごとに、診療1日につき800円、月額1600円を上限
【保険調剤】自己負担なし
- 6 他の公的医療費助成制度との調整 他の公費負担者番号による医療費助成が優先
乳幼児福祉医療費助成制度の適用は最後
- 7 現物給付対象外 ①他の公費負担制度で給付を受ける際の自己負担額
(例)小児慢性特定疾患や育成医療費制度適用後の自己負担分
②乳幼児福祉医療費受給者証の提示がない受診
③市長が定める医療機関以外での受診 など
- 8 診療報酬の請求方法、診療報酬明細書記載の注意点など
 - ① 医療機関ごとに、診療1日につき800円、月額1600円までを上限とする患者自己負担額を医療機関は徴収。
自己負担額を超える分について、保険診療請求用公費負担者併用レセプトで乳幼児福祉医療費の助成額を患者本人に代わって医療機関が請求します。
※ 他の公費負担者番号による医療費助成と乳幼児医療費助成は、同時にレセプト請求できません(三者併用レセプト請求は不可)。

- ② 健康保険各法の高額療養費給付を優先します(適用後の負担額が乳幼児福祉医療費助成の対象となります)。

加入保険が国民健康保険の場合で、医療機関窓口で限度額認定証の提示があった場合は、その所得区分に応じた限度額を診療報酬明細書の「療養の給付」の欄中、保険の一部負担金の項に、公費の一部負担金(「公費①」)の項には、福祉医療費の自己負担額を記載します。

(例)a. 月2日の入院があり、保険点数が50,000点、限度額認定証区分「B」の提示があった場合。

公費①	8	0	4	2	0	0	4	5	公費②	1	2	3	4	5	6	7
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

診療報酬明細書	保険	請求点	決定点	一部負担金額 円
		50,000		82,430
	公費①	点	点	1,600
	公費②	点	点	

- ③ 診療報酬明細書の「療養の給付」の欄中、公費の一部負担金(「公費①」)の項には、10円未満の端数を四捨五入した、患者からの窓口徴収額を記載します。

公費①	8	0	4	2	0	0	4	5	公費②	1	2	3	4	5	6	7
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

診療報酬明細書	保険	請求点	決定点	一部負担金額 円
		703		703 円(10円未満・四捨五入)
	公費①	点	点	1,210
	公費②	点	点	

	医療点数	医療保険の一部負担金(2割負担)	窓口徴収額	福祉医療費助成額
1日目	500点	1,000円	800円	200円
2日目	203点	406円	410円	0円
月計	703点	1,406円	1,210円	200円(...①)

・診療報酬明細書(レセプト)の一部負担金額欄には、実際に窓口で徴収した額を記載します。

・医療機関へは、審査支払機関を通じて

$703点 \times 2割 = 1,406円 - 1,210円(窓口徴収額) = 196円$ が福祉医療費助成額として市から支払われる額です。

①との差額4円については、保険者から支払われます。

- (例) a. 同一医療機関における月の診療日数が1日であり、一部負担金額が800円(保険点数402点)以下の場合。

・窓口徴収額が、日額上限800円であるため、福祉医療費助成対象外。
・診療報酬明細書(レセプト)は、保険単独扱いとなるため、公費番号及び一部負担金額欄は空欄にします。

- ・窓口徴収額が、日額800円以下かつ月額1,600円以下であるため、福祉医療費助成対象外。
- ・診療報酬明細書(レセプト)は、保険単独扱いとなるため、公費番号及び一部負担金額欄は空欄にします。

⑤ 同日、同医療機関による再診の場合、1日あたり自己負担額上限は800円とします。

⑥ 同月、同医療機関において入院、外来がある場合、福祉医療費助成制度では、どちらか一方で月額上限1,600円まで徴収した場合、その後の自己負担額は徴収しません。

公費①	8	0	4	2	0	0	4	5	公費②	1	2	3	4	5	6	7
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

療養の給付	保険	請求点	決定点	一部負担金額 円	入院で1,600円徴収済み
	公費①	1,380			
	公費②			0円	

・入院ですでに1,600円徴収している場合、外来分では一部負担金額に0円と記入し、備考欄へその旨を記載してください。

※ただし、診療報酬明細書(レセプト)の取り扱い上、入院、外来それぞれに自己負担額を徴収してしまう場合は、その自己負担額分の領収書を使って、患者が後日市に申請をする必要があります(償還払い)。

⑦ 院外処方の場合は、処方箋に患者の公費負担者番号、福祉医療費受給者番号が印字されるようにします。

9 長崎市、諫早市間の現物給付による広域受診

平成22年10月1日から、長崎市、諫早市、それぞれの福祉医療費受給者証(公費負担者番号の記載があるもののみ)の所持者については、各市の三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)加入機関において、現物給付による受診ができるよう、現在調整を進めています。

このため、各医療機関のプログラムについて、長崎市公費負担者番号(「80420011」)の設定が別に必要な場合は、併せてお願いします。

① 審査支払機関への診療報酬請求書の記載について

<国保分>

公費	法別	本家入外		
乳 幼 80	00	3	請求	入院
		4		入院外
		3	決定	入院
		4		入院外

※国保の場合、保険者ごとに作成します。

<社保分>

区 分			
公費負担	公費と医保の併用	80 (乳幼)	
		計	

※社保の場合、公費「80」の総件数を記載します。